

平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社
(コード番号 3843: 東証 マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
代 表 者 代表取締役社長 田中 伸明
問 合 せ 先 グループ経営管理本部長 和田 育子
電 話 番 号 03-5459-0522 (代 表)
(URL <http://www.freebit.com>)

第 15 回定時株主総会付議議案の追加及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更について第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、これに伴い平成 27 年 6 月 12 日に開示いたしました「第 15 回定時株主総会付議議案に関するお知らせ」につきまして一部変更いたしますのでお知らせいたします。

記

(1) 定款一部変更の理由

当社グループは中期経営計画「SiLK VISION 2016」に従い事業基盤の強化と新規事業の推進に邁進しており、その一環としてグループ内各子会社の事業再編をすすめております。平成 27 年 1 月にはコンシューマー向けモバイル事業推進のため、トーンモバイル株式会社（旧フリービットモバイル株式会社、東京都渋谷区 代表取締役社長：石田宏樹）を、平成 27 年 4 月には、事業投資と新規事業の企画推進のためフリービットインベストメント株式会社（東京都渋谷区 代表取締役社長：清水高）を設立しております。

このような状況を踏まえ、グループにおける共通業務の集約化や専門サービス機能向上による経営インフラの強化、さらには多種多様な顧客や事業に対応できる人材育成に取り組むため、将来の持株会社制への移行と事業の多様化を見据えた現行定款第 2 条（目的）の一部を変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行（平成 27 年 5 月 1 日施行）により、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更され、当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）及び同第 40 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。また、同第 29 条の変更案提出に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 下記2号ないし31号に関する事業を営む会社

<p>1. ~ 4. (条文省略)</p> <p>5. <u>インターネットを利用した情報提供サービス業</u></p> <p>6. ~ 7. (条文省略) (新設)</p> <p>8. <u>マーケティングリサーチの請負</u></p> <p>9. ~ 15. (条文省略)</p> <p>16. <u>広告業及び広告代理業</u></p> <p>17. (条文省略)</p> <p>18. <u>インターネット上でコンテンツ企画・編集デザイン</u></p> <p>19. <u>電気通信機器、映像機器、音響機器、コンピューター機器、サーバー機器及び端末装置の販売、設置工事並びに保守管理</u></p> <p>(新設)</p> <p>20. ~ 21. (条文省略) (新設)</p> <p>22. (条文省略) (以下、新設)</p> <p>23. <u>上記1号ないし7号のコンサルティング事業</u></p> <p>24. ~25. (条文省略)</p>	<p>の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>2. ~5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>インターネットを利用した情報提供及び情報処理サービス業</u></p> <p>7. ~ 8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>インターネット上でハードウェア及びセンサーによる相互通信を可能にし、自動制御、遠隔通信、自動認識を可能とするネットワークの構築</u></p> <p>10. <u>インターネットを活用したマーケティングリサーチの請負、市場調査情報の処理、管理及び販売に関する業務</u></p> <p>11. ~ 17. (現行どおり)</p> <p>18. <u>インターネット広告業及び広告代理業</u></p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>20. <u>インターネット上でコンテンツ企画・編集デザイン及び販売</u></p> <p>21. <u>電気通信機器、映像機器、音響機器、コンピューター機器、サーバー機器及び端末装置の販売、設置工事、保守管理、在庫・出荷管理並びに配送管理及びこれらの販売代理・取次業務</u></p> <p>22. <u>フランチャイズチェーンシステムによる電気通信機器及び電気通信サービス販売店の経営</u></p> <p>23. ~ 24. (現行どおり)</p> <p>25. <u>財務処理業務及び各種計算事務の代行</u></p> <p>26. (現行どおり)</p> <p>27. <u>不動産の売買、譲渡、斡旋、賃貸、仲介及び管理</u></p> <p>28. <u>インターネットを活用した旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>29. <u>インターネットを活用した医療情報の収集・分析・提供</u></p> <p>30. <u>インターネットに関連する事業を営む企業の有価証券の取得、投資、保有及び運用</u></p> <p>31. <u>古物営業法に基づく古物の売買</u></p> <p>32. <u>上記2号ないし10号及び18号ないし21号のコンサルティング事業</u></p> <p>33. ~34. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによ</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u></p>

る損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の実任免除) 第 40 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の実任免除) 第 40 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会 平成 27 年 7 月 29 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 7 月 29 日 (水曜日)

なお、本議案を付議することに伴い、平成 27 年 6 月 12 日に開示しました「第 15 回定時株主総会付議議案に関するお知らせ」に記載いたしました議案番号が変更となりますので訂正いたします。

訂正前	訂正後
(付議議案の追加)	第 1 号議案 定款一部変更の件
第 1 号議案 取締役 5 名選任の件	第 2 号議案 取締役 5 名選任の件
第 2 号議案 監査役 1 名選任の件	第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

以上